

第 1 回風力発電設備構造強度ワーキンググループ（12/27）における 主な委員コメント

（石原委員）

○審査に当たって、土木や建築の知識をある程度習得する必要がある。現状の講習会でこの3年間講師を務めているが、基礎や支持物に関する時間は3時間ぐらいで、全体を理解するには時間がやや不足していると思っている。もしこのあたりの審査を産業保安監督部が行う場合は、やはりきちんとした講習というか研修体制を整えて、実際の審査に必要な基礎知識や審査のポイントを理解していただくことが必要ではないか。

→ 資料 2 参照。

（石原委員）

○風力の分野はかなり国際化されているので、これからどういう形の審査にしよう、国内、例えば電気事業法の基準だけではなくて、国際基準との整合性という観点にも是非注意していただきたい。

→ 今後、電気事業法への基準の取込みの際に留意することとする。

（若尾委員）

○現行の建築基準法の技術基準による審査が監督部で対応可能かどうかという判断が一番大事かと思うが、この後、実際の担当者への研修等が行われるということなので、実際に研修を受けられて、どの程度対応が可能かという受講者の方の感想や、こういった対応を今後継続的に維持するためにはどれぐらいの研修のボリュームが必要と思ったかなどを、次回是非フィードバックしていただきたい。

→ 資料 2 参照。

（若尾委員）

○一般的な工学の知識で対応できるような標準的なものと、柔軟な地盤等の特に特殊性を有するものが、これまでの実績でどれぐらいの比率なのか。標準的なもののほうがかなりの割合でなければ、こういったシステム自身がなかなか効果が出ない。今後の導入見込みも含めて、特殊性のあるもの、今回のような枠組みではひょっとしたら難しいかもしれない、別の機関に打診せざるを得ないようなものの割合といったものも提示してほしい。

→ 資料 4 参照。